

定 款

2 0 2 2 年 6 月 2 1 日 改訂

日本興業株式会社

定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当会社は商号を日本興業株式会社と称する。英文では
N I H O N K O G Y O C O . , L T D . とする。

(目 的)

第 2 条 当会社は次の事業を営むことを目的とする。

1. 土木建築資材の製造ならびに販売
2. 土木建築および造園工事の設計ならびに施工
3. 上下水道施設工事の設計ならびに施工
4. とび・土工工事の設計ならびに施工
5. 不動産の売買ならびに賃貸に関する事業
6. ホテル・旅館・飲食店・遊戯場の経営ならびに旅行斡旋業
7. スポーツ施設の経営ならびに賃貸業
8. 広告・宣伝の企画制作および映画・演劇・コンサートの開催ならびにチケットの販売
9. 家具ならびに健康機器の販売
10. 園芸、園芸用資材の製造ならびに販売
11. 魚介類の養殖・加工・販売
12. 前各号に付帯する一切の業務

(本 店)

第 3 条 当会社は本店を香川県さぬき市に置く。

(機 関)

第 4 条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、電子公告によることができない事故その他
のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当会社の発行可能株式総数は、7,200,000株とする。

(単元株式数)

第 7 条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 8 条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の定めにより株主の有する取得請求権付株式の取得を当会社に対して請求する権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 第9条に定める請求をする権利

(単元未満株主の売渡請求)

第 9 条 当会社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すことを請求することができる。

(株式取扱規程)

第 10 条 当会社の株主権行使の手続その他株式に関する取扱ならびに手数料は、法令または本定款のほか、取締役会で定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

第 11 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- ③ 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

第 3 章 株 主 総 会

(招 集)

第 12 条 当会社の株主総会は定時と臨時の2種とし、定時総会は毎年4月1日より3か月以内に招集し、臨時総会は必要に応じて隨時これを招集する。

- ② 株主総会は法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議にもとづき、取締役会長または取締役社長が招集する。

取締役会長および取締役社長がいずれも事故あるときは、あらかじめ取締役会の定める順序にしたがい、他の取締役がこれに當る。

(定時株主総会の基準日)

第 13 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(議 長)

第 14 条 株主総会の議長は取締役会長または取締役社長がこれに當る。取締役会長および取締役社長がいずれも事故あるときは、他の取締役が互選してその代行者1名がこれに當る。

(電子提供措置等)

第 15 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

② 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第 16 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

② 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 17 条 株主は議決権を有する他の株主1名を代理人として議決権を行使することができる。ただし、その株主または代理人は代理権を証明する書面を提出しなければならない。

第 4 章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第 18 条 当会社の取締役は15名以内とする。

(取締役の選任)

第 19 条 取締役は株主総会において選任する。

② 取締役の選任には議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
③ 取締役選任の決議は累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第 20 条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、再選重任を妨げない。

(取締役会)

第 21 条 取締役をもって取締役会を組織し当会社の業務執行につき審議決定する。

② 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。
③ 取締役会は、取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開催することができる。

(代表取締役および役付取締役)

第 22 条 取締役会は、その決議により代表取締役を選定する。

② 取締役会は、その決議により代表取締役の中から取締役社長1名を定める。
③ 取締役会は、その決議により必要に応じ取締役会長、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役を定めることができる。

(執行役員、相談役および顧問)

第 23 条 取締役会は、その決議により執行役員、相談役および顧問を定めることができる。

② また、取締役は上記職制を兼務することを妨げない。

(業務執行)

第 24 条 当会社の業務は取締役社長がこれを統轄執行する。取締役社長に事故あるときは他の取締役の互選をもってその代行者 1 名を定める。

(取締役会規程)

第 25 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会で定める取締役会規程による。

(取締役会の決議の方法)

第 26 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行う。

(取締役会の決議の省略)

第 27 条 当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(報酬等)

第 28 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議により定める。

(社外取締役の責任限定契約)

第 29 条 当会社は、社外取締役との間で、会社法第 423 条第 1 項に定める取締役の責任について、会社法第 425 条第 1 項各号に定める金額の合計額を限度とする契約を締結することができる。

第 5 章 監査役および監査役会

(監査役の員数)

第 30 条 当会社の監査役は 4 名以内とする。

(監査役の選任)

第 31 条 監査役は株主総会において選任する。

② 監査役の選任には議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第 32 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、再選重任を妨げない。

② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

③ 会社法第 329 条第 3 項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(監査役会)

第 33 条 監査役全員をもって監査役会を組織する。

② 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

③ 監査役会は、監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開催することができる。

(常勤監査役)

第 34 条 監査役会は、その決議により常勤の監査役を選定する。

(監査役会規程)

第 35 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会で定める監査役会規程による。

(監査役会の決議の方法)

第 36 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(報酬等)

第 37 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議により定める。

(社外監査役の責任限定契約)

第 38 条 当会社は、社外監査役との間で、会社法第423条第1項に定める監査役の責任について、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする契約を締結することができる。

第 6 章 会計監査人の責任

(会計監査人の責任限定契約)

第 39 条 当会社は、会計監査人との間で、会社法第423条第1項に定める会計監査人の責任について、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする契約を締結することができる。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 40 条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第 41 条 当会社は、取締役会の決議によって、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第 42 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

② 当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。

③ 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第 43 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

② 未払の配当金には利息をつけない。